

参考資料 1 特別管理産業廃棄物の具体例と代表的な関連事業

種類		性状及び具体例	
廃油	油	揮発油類、灯油類、軽油類	
		«関連事業» 紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究 等	
廃酸 廃アルカリ	酸 アルカリ	pH2.0 以下の酸性廃液、pH12.5 以上のアルカリ性廃液	
		«関連事業» カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究 等	
感染性産業廃棄物		感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管 等） «関連事業» 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設 等	
特定有害 産業廃棄物	PCB 廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		P C B 汚 染 物	PCB が塗布、又は染み込んだ紙くず、PCB が染み込んだ木くず、又は繊維くず、及び PCB が付着した、又は封入された廃プラスチック類や金属くず
		P C B 処 理 物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
	«関連事業»あらゆる事業活動		
産 業 廃 棄 物	廃水銀等 及びその処理物	・ 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物） ・ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）	
		«関連事業»水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、測定機器を有する施設、国、大学等の試験研究機関 等	
業 廃 棄 物	廃石綿等	・ 建築物等から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が不着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められたもの 等	
		水銀、カドミウム、鉛、結核燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん 等	

参考資料 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条第5項

この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2第8項

その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

第12条の2第9項

前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則〈省令〉（抜粋）

※特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件であり、講習会の受講資格ではありません。

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）

第8条の17

法第12条の2第9項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士

ロ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

イ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ハにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者